建設現場における快適トイレ設置の試行について

◆目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ「快適トイレ」の設置を行い、現場環境の改善を図る。

◆対象工事

1. トイレに求める機能

2. 付用品として借えるもの

(0銭付きの洗面台

03擬音装置

ロが直接見えないような配置等) ③サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

(4)着替え台(フィッティングボード等)

⑥窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑥小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

の便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

⑤フラッパー機能の多重化

①洋式便座

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- (1)通年維持工事等の単価契約で行う工事
- (2)災害復旧工事(応急工事を含む)

快適トイレの標準仕様

②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
⑤限明股債(電源がなくても良いもの)
⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
股債権数(耐荷電気を以上)

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧入口の目隠しの設置(男女別)イレ間も含め入

⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)

(3)その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

快適トイレのイメージ

